

## 甲府市農業委員会 11月定例総会議事録

1. 日 時 令和2年11月27日（金曜日）午後2時00分から午後2時55分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1番 渡邊 初男	2番 小松 芳彦	3番 菊島 建	4番 池田 哲郎
5番 落合 洋子	6番 關野 登	7番 田中 由美	8番 後藤 良仁
9番 土屋 三千雄	10番 越石 和昭	11番 小澤 博	12番 山村 忠弘
13番 雨宮 洋文	14番 末木 瑞夫	15番 矢崎 正勝	16番 塚田 泰英

4. 欠席委員（0名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長	石川 満
農地係 係長	斉藤 欣也
係長	青木 進
振興係 係長	牧野 公治
主任	前島 文子

6. 議 案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年12月告示分農用地利用集積計画について

議案第4号 甲府市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について

報告第2号 農地法第3条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和 2 年 1 1 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 19 名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 11 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、11 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により 7 番の田中由美委員と、8 番の後藤良仁委員のお二人にお願いしたいと思います。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、当該地区以外で疑問等がある場合は、個人情報等に注意しながら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（青木係長）

それでは、農地法第 4 条の説明をいたします。今月の 4 条許可申請は 2 件でございます。議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条 No.1 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。上阿原町交差点から ○○m ほど ○○ に位置する農地で、東面は宅地、南面は道路、西面は道路及び農地、北面は農地となっております。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。申請人は、平



○議長（西名会長）

今の説明でよろしいでしょうか。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

小松委員どうぞ。

○甲運地区委員（小松委員）

このような申請は、甲府市としてどんどん許可していくのですか。

○議長（西名会長）

事務局お願いします。

○事務局（青木係長）

何でも許可するというのではなく、一時転用する場合に農地の区分により満たさなければならない要件があるので、それに合致しなければ違法となるので許可基準を満たさないものは許可できません。先程説明しましたが、青地の一種農地は、ほぼ転用できませんが、今回は要件をクリアできたので事務局として受付しました。あくまでも農地法の転用の許可基準を遵守できれば許可せざるを得ないということです。

○議長（西名会長）

以上の説明ですがいかがでしょうか。

○甲運地区委員（小松委員）

向町のオギノの北側で太陽光パネルを設置してある農地を見たことがあるのですが、ブドウが育っていません。

○事務局（青木係長）

向町は柿を育てています。パネルの位置ももう少し低いものです。

○議長（西名会長）

小松委員いかがでしょうか。

○甲運地区委員（小松委員）

分かりました。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

関連で、田中委員お願いします。

○玉諸地区委員（田中委員）

今のお話で出た場所は私の担当地域です。今回の申請場所はブドウの棚があった所にパネルを設置するのでしょうか。

○事務局（青木）

峡東地域では棚がかかってブドウを栽培しているところに太陽光パネルを設置しています。今回の申請場所はこれから棚をかけてシャインマスカットを植え、太陽光パネルを設置していくということです。

○玉諸地区委員（田中委員）

私の担当したところは、何もない状態から営農型太陽光パネルを設置して、そのあ

と柿を植え、まだ実はなっていませんが、現在だんだん育ってきています。私が担当でしたので、毎年報告に来てくれています。先日3年経ったので更新となりました。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

池田委員どうぞ。

○市街化区域委員（池田委員）

農薬散布のことで教えていただきたいのですが、ボルドーなどで太陽光の発電効率が落ちてしまうと思うのですが、いかがでしょうか。また、周りの農家の方々も嫌がると聞いていますが、どんな反応がありますか。

○事務局（青木）

ボルドーなどがパネルにかかると発電効率が落ちてしまうということは、我々も想定しておりまして、業者の方もパネルが汚れると発電効率は落ちますと言っていました。これは仕方がないと思います。周囲の農家の反応については、隣接するすべての農地の方から営農型太陽光発電のパネル設置について同意はもらっています。ちなみに青地の一種農地で一番初めにクリアしなければならないところは、周囲の農地に悪影響を与えることがあってはならないということなので、計画の時点で周囲の農家にも配慮することを前提としています。

○市街化区域委員（池田委員）

ありがとうございました。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

關野委員どうぞ。

○山城地区委員（關野委員）

青地でもいいということでしょうか。

○事務局（青木係長）

大丈夫です。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

塚田委員どうぞ。

○中道南地区委員（塚田委員）

地図を見ると私の家の近所で、初めて聞いたのですが私達に話はないのでしょうか。

○事務局（青木係長）

各地区の農地調査においてご説明させていただいております。また、業者や施主には担当の農業委員にもお話をするように指導しています。

○（柿嶋職務代理）

前の農業委員の長田委員の時から継続の計画になっていて、改選があり農業委員が変わったときに引き継ぎがなかったのかもしれませんが、いろんな角度から調査をして、農振が外せるのか、外せないのかなど多方面から調査していたため遅れていました。





《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第2号は決定してまいります。

なお、2番の案件については、1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問してまいります。それ以外の案件は1,000㎡未満の案件ですので、許可証の交付をしてまいります。

つぎに、報告第1号から第4号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書4ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。5ページからは令和2年10月17日から令和2年11月16日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から、報告第1号から第4号につきまして報告がありましたが、報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。

つぎに、議案第3号、令和2年12月告示分農用地利用集積計画についてですが、審議に先だち、利用権設定の9番の案件は、矢崎委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折には、ご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いします。それでは、議案第3号の内、利用権設定の9番を除く案件について事務局より説明してください。また、関連がありますので、報告第5号農用地利用集積計画の解約についても併せて事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは説明に入ります。農地銀行を利用する案件は、新規設定4件、再設定15件、計19件の申し出がありました。議案書11ページの表は、新規設定です。甲運、玉諸、山城地区からの申し出があり、合計面積は6,447㎡です。中段の表は、令和2年度の目標面積109,300㎡に対し、設定面積は56,625㎡、達成率は52%です。続いて12ページの表は、再設定です。甲運、玉諸、二川、山城、中道北地区からの申し出があり、合計面積は23,169.92㎡です。中段の表、令和2年度の目標面積343,700㎡に対し、設定面積は116,538㎡、達成率は34%です。13ページ1番から14ページ4番は新規設定です。14ページ5番から17ページ13番は再設定です。17ページ14番から19ページ19番は再設定の更新です。補足説明が必要となる新規就農者、法人の案





それでは、矢崎委員のご退席をお願いします。

【矢崎委員 退席】

○議長（西名会長）

つづきまして、議案第3号の内、所有権移転の9番の案件について審議いたします。  
事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書は15ページ9番になります。貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間は、議案書記載のとおりです。これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局より説明があったとおりです。この案件についても事前にご質問はありませんでしたが、いかがでしょうか。なければ採決をさせていただきます。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第3号利用権設定の9番の案件に賛成の方は、挙手をしてください。

〈 全員挙手 〉

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成の挙手をいただきましたので、この案件については、決定して参ります。

矢崎委員については、ご着席をお願いします。

【 矢崎委員 着席 】

○議長（西名会長）

それでは、議事を進めてまいります。

議案第4号、甲府市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について審議いたします。この指針については3年ごとに検証し、見直し等を行うことになっております。事務局から説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは、議案第4号「甲府市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明させていただきます。皆様にご提示した内容は、平成30年2月28日に策定された前回の指針の見直し案です。この指針は3年ごとの農業委員会改選期に合わせて見直しをすることになっており、前回の指針と変更になる部分に下線を引かせていただいております。まず、「第1 基本的な考え方」の変更はありません。つぎに、「第2 具体的な目標と推進方法」、「1 遊休農地の解消目標と発生防止」についての「① 遊休農地の解消目標」の農地面積・遊休農地面積・遊休農地の割合を、現状に合わせて変更しました。令和2年4月現在、農地面積1,200ha、遊休農地面積36ha、

遊休農地の割合 3.0%、3年後の令和 5 年 4 月の目標は、農地面積 1,200ha、遊休農地面積 18ha、遊休農地の割合 1.5%、6年後の令和 8 年 4 月の目標は、農地面積 1,200ha、遊休農地面積 0ha、遊休農地の割合 0%です。目標設定の考え方は令和 2 年 4 月現在で管内の農地は 1,200ha で、遊休農地面積は 36ha であり、目標年度までに遊休農地の解消を目指します。別紙にて配らせていただきました資料をご覧ください。令和元年度の遊休農地の地域別面積はご覧のとおりです。これに山林は含まれておりません。参考に提出しました。

つづきまして「Ⅱ 担い手への農地利用集積・集約化」について、「① 担い手への農地利用集積目標」の農地面積・集積面積・集積率を、現状に合わせて変更しました。令和 2 年 4 月、農地面積 1,200ha、集積面積 299ha、集積率 25.0%、3年後の令和 5 年 4 月の目標は、農地面積 1,200ha、集積面積 330ha、集積率 27.5%、6年後の令和 8 年 4 月の目標は、農地面積 1,200ha、集積面積 360ha、集積率 30.0%です。目標設定の考え方は農地面積 1,200ha を今後 6 年間で担い手に集積する面積を 30%の目標にします。

つづきまして「Ⅲ 新規参入の促進について」の「① 新規参入の促進目標」の新規参入経営体数・新規参入経営体取得面積を、現状に合わせて変更しました。令和 2 年 4 月新規参入経営体数 24 経営体、3 法人、新規参入経営体取得面積 10.1ha、0.7ha、3年後の令和 5 年 4 月の目標は、新規参入経営体数 36 経営体、5 法人、新規参入経営体取得面積 13.4ha、1.0ha、6年後の令和 8 年 4 月の目標は、新規参入経営体数 48 経営体、7 法人、新規参入経営体取得面積 16.7ha、1.4ha です。目標設定の考え方は過去 3 年間の実績を基に今後 6 年間の新規参入の目標を 24 経営体 4 法人とします。「② 新規参入の促進方法」の「関係機関との連携」について前回の指針では「甲府市農業協同組合」「西八代農業協同組合」としていましたが、合併により「山梨みらい農業協同組合」と変更しました。

先程ご説明しました、新規就農者については、別紙裏面をご覧ください。こちらは、過去 3 年間の新規就農者と、作付け地目を調べたものになります。市内全域で新規に就農された方がおりますが、中道地域で多くの就農者がいらっしゃいます。登記地目と現況については表のとおりですが、野菜、モモ、ブドウなどの耕作がありました。以上で説明を終わります。ご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

事務局からひとつとおり、説明がありました。

議案第 4 号、指針の見直しについても、特にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第 4 号に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 4 号は決定をし、目標を新たに設定しましたので、ご協力をお願いします。

○議長（西名会長）

以上で、本日予定している案件は全て皆様のご協力で極めて終了しましたが、せっかくの機会ですので、皆様からご意見等、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

特別ないようでございます。新型コロナウイルス感染症蔓延予防のため、総会の開催を皆様の円滑なるご協力で、短時間で終わることができました。感謝申し上げ議長の席を下ろさせていただきます。

午後 2 時 55 分 閉会